

平成31年第4回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成31年4月5日（金曜日） 15時00分～16時22分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 山田 定男 2番 小野 美智子 4番 簗戸 猪文 5番 狩生 哲廣
6番 黒岩 眞由美 7番 茅田 寿志 8番 田嶋 義生 9番 高畠 千恵美
12番 吉良 勝彦 13番 工藤 雄一 15番 塩月 吉伸 16番 河野 周一
17番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 波戸崎 孝 佐伯2区 清田 馨 佐伯3区 安藤 博
佐伯4区 山田 裕也 佐伯5区 清水 秀人 佐伯7区 池田 幸利 佐伯9区 林 寛
佐伯10区 疋田 定 上浦区 白田 一男 弥生1区 大石 太士 弥生2区 出納 幸男
弥生3区 藤原 安政 本匠1区 川野 源治 宇目1区 岡田 安代 宇目2区 矢野 弥平
宇目3区 小里 豪 直川1区 曾根田 正弘 直川2区 橋迫 新五 鶴見区 桑原 慶吾
蒲江1区 井川 英二 蒲江3区 松尾 孫重

欠席委員： 3番 市川 一清 10番 御手洗 大悟 11番 小野 隆壽 14番 谷川 享宏

事務局： 事務局長 穴見 哲男 総括主幹 橘 公展 副主幹 山田 祐郎 副主幹 榎野 信光
事務員 井上 真吾

農林課： 総括主幹 首藤 和秀 総括主幹 下川 秀文 副主幹 泉 由香

議事日程

- 第1 欠席委員の報告
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第4 第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第11号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第13号議案 特定農地貸付け（市民ふれあい農園）の承認申請について（農林課）
- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）

事務局長：定刻となりましたので、ただいまから平成31年第4回佐伯市農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員は、3番市川一清委員、10番御手洗大悟委員、11番小野隆壽委員、14番谷川享宏委員です。農業委員17名中、本日の会議の出席者は13名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、27名中21名の出席をいただいております。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、3月28日付けで許可となっておりますので報告いたします。それでは会長挨拶の方をよろしく願います。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第4条により会長が議長となりますので、会長に議事の進行をよろしく願います。

議 長：それでは本日の議事録署名人を指名いたします。議事録の署名を6番の黒岩委員、7番の茅田委員に願います。よろしいですか。それでは事務局から願います。

事務局長：議案書の2ページをお開きください。本日の案件としましては、農地法第3条、件数が6件、田が5,252㎡、畑が1,322㎡、合計面積が6,574㎡。農地法第4条、件数が4件、田が454㎡、畑が1,459㎡、合計面積が1,913㎡。農地法第5条、件数が12件、田が4,643㎡、畑が2,880㎡、合計面積が7,523㎡。全ての合計としまして件数が22件、田が10,349㎡、畑が5,661㎡、総合計面積が16,010㎡。以上の案件を提案いたしたいと思っております。よろしく願います。

議 長：事務局から今説明がございましたけれども、皆様から御質問等ございましたら、ございませんか。それでは、議事に入りたいと思っております。第10号議案農地法第3条の規定による許可申請を事務局説明を願います。

事 務 局：それでは3条について説明させていただきます。申請地の位置につきましては、配布しております管内図と住宅地図を御参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は、議案書のとおりでございます。それでは3条の1について説明させていただきます。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、借入農地で米を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しております。耕作は譲受人1人で行っているとのこと。農地取得後は、水稻苗を作ること。取得後の耕作面積は231.34aとなり、宇目地域の下限面積40a以上となります。今後、引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：続いて担当の矢野推進委員さん願います。

宇目2区推進委員：別に何も問題ございません。

議 長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより3条の1番について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。(ありません、の声あり)ないとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。3条の1番について賛成される方の挙手をお願いいたします。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の2番について事務局お願いいたします。

事務局：続いて3条の2について説明させていただきます。住宅地図の冊子2ページ3ページをご覧ください。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、自己所有農地及び親族で共有している農地で米や野菜類を作っているとのことですが、共有農地の他の者が市外に居住していたり、高齢で農業ができない状態ですので、申請人が譲り受け農業を続けることとしました。農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は主に譲受人1人で行っているとのこと。農地取得後は、引き続き米や野菜類の生産を行うとのこと。取得後の耕作面積は42.8aで弥生地域の下限面積40a以上となります。今後農業を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：ただいま事務局から説明がございました。続いて担当の藤原推進委員さんお願いいたします。

弥生3区推進委員：特に問題はございません。これは、先代が分筆していた分を贈与で当人に渡った訳で、貸付地を含め耕作状況は以前と変わっておりません。

議 長：推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。これより3条の2番について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。なかったら取りまとめたいと思います。3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして3条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の3について説明させていただきます。住宅地図の冊子4ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は、自己所有農地及び借入地で野菜を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は主に譲受人夫婦の2人で行うとのこと。農地取得後は、野菜を作るとのこと。取得後の耕作面積は21.13aで、蒲江地域の下限面積20a以上となります。今後、作業を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：ただいま事務局からの説明が終わりました。担当の松尾推進委員さんお願いいたします。

蒲江3区推進委員：特に問題ないと思います。

議 長：特に問題なしとの意見がございました。これより3条の3番について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。ないようですので取りまとめたいと思います。3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして3条の4番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:続いて3条の4番について説明させていただきます。住宅地図の冊子5ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、農地所有適格法人としての要件を満たしており、決算書や総会資料等の必要書類を添付しての申請です。申請人は、借入農地で米を作っています。農業経営に必要な農機具は所有しております。耕作は役員、常時雇用者、臨時雇用者24名で行っているとのこと。農地取得後は、引き続き米を作るとのことです。取得後の耕作面積は1768.87aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後、耕作を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

議長:続きまして、担当の安藤推進委員さんお願いいたします。

佐伯3区推進委員:法人としては初めての農地の所有ですが、耕作面積が約18町程あります。問題ないと思います。

議長:特に問題なしとの意見がございました。これより3条の4番について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。(ありません、の声あり)ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして3条の5番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:続いて3条の5番について説明させていただきます。住宅地図の冊子6ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、自己所有農地で米、野菜類を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具はリースを予定しております。農業は主に譲受人1人で行っているとのこと。農地取得後は、米を作るとのことです。取得後の耕作面積は104.36aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後耕作を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

議長:それでは担当の安藤推進委員さんお願いいたします。

佐伯3区推進委員:特に問題ないと思われま

議長:特に問題なしとの意見があがりました。3条の5番について、どなたか質疑がございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで3条の5番を許可したいと思います。続きまして3条の6番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:続いて3条の6番について説明させていただきます。住宅地図の冊子におきましては5ページ

をご覧くださいと思います。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。この農地3筆の内2筆につきましては、中間管理機構を通じて新規就農者が借りており、現在ニラを生産しております。所有者は、相続にて農地を取得しましたが、現在は市外住んでおり、所有権移転の意向がありました。新規就農者が農業を始めて2年足らずで他の農地を所有、借り入れしていないため、農地取得要件である下限面積に達しておりません。また、農地を購入する経済的余裕もありませんでした。そこで地域の方々が協力し、購入先を探しました。譲受人は市外在住ですが、母と弟は市内に居住し営農しております。下限面積要件もクリアできます。購入後、中間管理機構に貸している2筆については、引き続き新規就農者へ貸し出す計画ということで、中間管理機構も了承しております。集積・集約の推進、また、農業、農地を守る立場の農業委員会としては、中間管理機構へ貸し出した場合に所有権の移転等に厳しい制限があれば今後契約を躊躇する所有者が増え、集積・集約計画に支障をきたすのではないかと懸念されるため、佐伯市農業委員会としては許可すべき案件ではないかと思われます。残りの一筆の農地につきましては、引き続き米を耕作しますので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

議 長：ただいま事務局から説明がございました。担当の安藤推進委員さんお願いいたします。

佐伯3区推進委員：この方は市外に住んでいるんですが、2年後にこちらに帰ってきて母、弟と共に稲作をするということなので問題ないと思います。また、ニラ農家に貸し出している分につきましては、将来に渡っても貸し出しをするということを聞いておりますので問題ないと思います。

議 長：担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。これより3条の6番について、どなたか質疑等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)問題なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして、第11号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。4条の1番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の1について説明いたします。お配りしている地図の7ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第一種住居地域の第3種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請ですが、平成10年に檀家さんのための駐車場として利用しておりました。現在も駐車場として利用しており、今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可をすることが出来るに該当します。

議 長：続きまして担当の波戸崎推進委員さんお願いいたします。

佐伯1区推進委員：追認申請になるんですが、建屋などもあります、そのままその建屋も駐車場として使うそうなので問題ないと思います。

議 長：問題なしとの意見がございました。これより4条の1番について質疑を受けたいと思いますが、どなたかございましたらお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして4条の2番についてお願いいたします。

事務局：4条の2について説明いたします。地図の8ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。一般住宅用地としての用途による申請ですが、昭和45年に許可を得ずに住宅を建築しました。現在も利用しており、今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のカの(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議 長：続きまして、宮脇推進委員さんが本日欠席ですので意見書の読み上げをお願いいたします。

事務局：担当の宮脇推進委員からは問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：それでは4条の2番について、どなたか質疑があれば挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして4条の3番について説明をお願いいたします。

事務局：4条の3について説明いたします。地図の9ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。一般住宅用地としての用途による申請です。申請者の住宅の老朽化や増水時の浸水のため、新たに住宅を建築することになりました。木造平屋建て、建築面積74.38㎡の住宅を建築します。現状のまま建築を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、排水は集落排水に放流します。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：続きまして、担当の出納推進委員さんお願いいたします。

弥生2区推進委員：特に問題ないと思います。

議 長：特に問題なしとの意見書が上がってございます。これより4条の3番について質疑を受けたいと思います。どなたかございせんか。ないようですので4条の3番について取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして4条の4番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の4について説明いたします。地図の10ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域

内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。申請者の子どもの分家に伴い、申請者夫婦が新たに住宅建築することになりました。木造平屋建て、建築面積 25.48 m²の住宅を建築します。現状のまま建築するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は合併浄化槽を設置します。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。

議 長：ただいま事務局から説明がございました。それでは担当の清田推進委員さんお願いいたします。

佐伯2区推進委員：特に問題はないと思われます。

議 長：問題なしとの意見がございました。続きまして、4条の4番について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして、第12号議案農地法第5条の規定による許可申を議題といたします。5条の1番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の1について説明いたします。地図の11ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。資材置場用地としての用途による申請です。譲受人は現在使用している資材置場が手狭となったため、新たな資材置場を探しておりました。現状のまま使用するので土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)の力の(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議 長：担当の安藤推進委員さんお願いします。

佐伯第3区推進委員：立木については多分切るとは思いますが、現状のまま使用すると思われるので問題ないと思います。

議 長：特に問題なしとの意見がございました。これより5条の1番について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の2番について説明をお願いいたします。

事務局：5条の2について説明いたします。地図の12ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家族が増えたことにより、現在の借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。木造平屋建て、建築面積 154.02 m²の住宅を建築します。申

請地では、0.8mのかさ上げを行います。境界部分に対しては擁壁を設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、排水は合併浄化槽を設置します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：ただいま5条の2番について説明がございました。これより担当の清田推進委員さんお願いいたします。

佐伯2区推進委員：特に問題ないと思われま。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の2番について質疑を受けたいと思われま。どなたかございませんか。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思われま。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思われま。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思われま。続きまして5条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の3について説明いたします。地図の13ページをご覧ください。申請地は土地改良事業が行われた第1種農地の畑です。進入路及び一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家族が増えたことにより、現在の借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。木造平屋建て、建築面積113.45㎡の住宅を建築します。申請地の境界部分については擁壁の処理を施すため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、排水は合併浄化槽を設置します。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)、第1種農地の許可要件の例外規定、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議 長：続きまして、担当の林推進委員さんお願いいたします。

佐伯9区推進委員：特に問題ないと思われま。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の3番について、これより質疑を受けたいと思われま。どなたかございませんか。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思われま。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思われま。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思われま。続きまして5条の4番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の4について説明いたします。地図の14ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の退職に伴う帰郷のため新たに住宅が必要となりました。隣接する宅地と一体で木造平屋建て、建築面積111.91㎡の住宅を建築します。現状のまま建築するので土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、排水は合併浄化槽を設置します。水利権は

ありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の岡田推進委員さんお願いします。

宇目1区推進委員：何も問題ありません。

議 長：特に問題なしと推進委員さんからもございました。これより5条の4番について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の5番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の5について説明いたします。地図の15ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。貸人はこれまで時間的、体力的な問題から耕作をすることが出来ず、また草刈りの管理にも苦慮しておりました。管理の負担を軽減するために太陽光発電を設置しようとした借人との間で賃貸借契約を結ぶことになりました。申請地では360枚の太陽光パネルを設置します。現状のままパネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の曾根田推進委員さんお願いします。

直川1区推進委員：問題ありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の5番について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。ないようですので取りまとめたいと思います。5条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の6番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の6について説明いたします。地図の16ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅兼店舗用地としての用途による申請です。申請地に、建築面積223.36㎡、平屋建ての二世帯住宅と譲受人の両親が経営するカフェの店舗を併設した住宅を建築します。現状のまま建築するので、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は合併浄化槽を設置します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の池田推進委員さんお願いいたします。

佐伯7区推進委員：問題は特に見当たりませんでした。

議 長：特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の6番について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。(ありません、の声あり)問題なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の7番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の7について説明いたします。地図は戻りまして12ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。資材置場用地としての用途による申請です。申請地北側の隣接地については平成30年12月に転用の許可を得ていますが、国道からの進入路幅が当初想定していたほど確保出来なかったことから、新たな資材置場のスペースが必要となりました。現状のまま使用し、境界部分については擁壁を接するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の清田推進委員さんお願いいたします。

佐伯2区推進委員：スペースの拡大ということで問題はないと思います。

議 長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。5条の7番についてこれより質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の8番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の8について説明いたします。地図の17ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の田です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家族が増えたことにより現在の借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。木造枠組壁工法、二階建て、建築面積62.22㎡の住宅を建築します。境界部分については土留工事を行い擁壁を設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は公共下水に放流します。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当します。

議 長：それでは担当の波戸崎推進委員さんお願いします。

佐伯1区推進委員：問題ないと思います。

議 長：担当の推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。それでは5条の8番について、

これより質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の9番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:5条の9について説明いたします。地図の18ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。譲渡人は、現在市外に在住していることや農業従事者でないことから耕作管理をすることが難しい状態となっております。申請地には360枚のパネルを設置します。現状のままパネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議長:それでは担当の橋迫推進委員さんお願いします。

直川2区推進委員:周囲への事前説明もしており、特に問題ありません。

議長:担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の9番について、これより質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。ないようですので、これより5条の9番について取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の10番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:5条の10について説明いたします。地図の19ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。譲渡人は、現在市外に在住しており管理に苦慮しておりました。申請地では、隣接する宅地と一体で360枚のパネルを設置します。現状のままパネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議長:それでは担当の井川推進委員さんお願いします。

蒲江1区推進委員:意見書のとおり問題ないと思います。昨年から管理する人がいなくなったそうです。それで現地周辺の住民に聞いたところ、今シキミがあるんですけど、太陽光発電なら音が出ないから、周囲が結構荒れてきているので、荒れるよりもきれいな環境がいいということです。それで問題ないと思います。

議長:担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございましたし、周辺の住人さんからも太陽光の方がいいという意見も貰っているみたいです。これより5条の10番について質疑を求めたいと思います。どなたかございませんか。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の10番について、賛成される方の挙手を求めたいと

思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして 5 条の 11 番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5 条の 11 について説明いたします。地図の 20 ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。借人の分家に伴い新たに住宅を建築することになりました。木造平屋建て、建築面積 118 m²の住宅を建築します。現状のまま建築を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は合併浄化槽を設置します。許可基準は第 2 種農地の許可要件に該当します。

議長：それでは担当の清水推進委員さんお願いいたします。

佐伯 5 区推進委員：異議ありません。

議長：特に問題なしとの意見がございました。それでは 5 条の 11 番について、これより質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5 条の 11 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして 5 条の 12 番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5 条の 12 について説明いたします。地図の 21 ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は隣接する住宅を購入しましたが、譲受人の事業で使用する駐車スペースが不足しておりました。申請地では、7 台分の駐車スペースを設けます。現状のまま使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。許可基準は第 2 種農地の許可要件に該当します。

議長：ただいま 5 条の 12 番について説明がございました。それでは担当の清水推進委員さんお願いいたします。

佐伯 5 区推進委員：特に問題ありません。

議長：特に問題なしとの推進委員さんからの意見も出ました。これより 5 条の 12 番について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5 条の 12 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。3 条の 6 件については、佐伯市農業委員会として許可したいと思います。4 条の 4 件、5 条の 12 件については多数の意見を付して知事に進達したいと思います。それではこれより休憩に入りたいと思います。

（休憩）

議長：再開したいと思います。それでは、議事に入りしたいと思います。この議事が皆様から提出された議案となつてございます。2年前になりますか市長に行った建議になります。市民農園の話になると思います。第13号議案特定農地貸付け（市民ふれあい農園）の承認申請を議題といたします。それでは農林課泉さんお願いいたします。

農林課：農林課の泉です。特定農地貸付け（市民ふれあい農園）の承認申請について説明させていただきます。内容に入る前に、本案件は先程会長さんも言われたように、平成29年11月7日付けで佐伯市農業委員会より提出がありました、佐伯市農政施策に関する要望・提言書中にある、市民農園の増設、女島地区に関する意見を貴重なものとして佐伯市が平成31年度に新たな市民農園を開設するために必要な手続きとなっております。それでは、別添え議案書の2ページをお開きください。まず、土地の表示は佐伯市字女島となっております。地積は、2,877㎡で、区画が38区画で1区画は49.5㎡となっております。位置については、6ページから8ページにおいて位置図、航空写真を添付しておりますので御確認ください。今、前に表示されてますが、今の現状の予定地となっております。以上提案いたしますのでよろしくお願ひいたします。

議長：ただいま農林課より特定農地貸付けの承認申請について説明がございました。これより質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。ないようですので、取りまとめたいと思います。ただいま説明がございました特定農地貸付けの承認申請について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。それでは、その他の議題に入りしたいと思います。農用地利用集積計画（案）について農林課より説明をお願いいたします。

農林課：農林課の泉です。続きましてよろしくお願ひいたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は25件となっております。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間1年が2筆で1,901㎡、契約期間3年が4筆で2,668㎡、契約期間5年が8筆で10,664㎡、契約期間10年が11筆で13,036㎡、これらを合計すると25筆で28,269㎡となっております。各契約の詳細につきましては次ページ以降に記載しておりますので御確認をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程農用地利用配分計画（案）の方で説明がございました。なお、最終ページに出ております分につきましては、平成31年2月1日で承認をいただいた案件ですが、利用権の種類が使用貸借権から賃借権に、借賃が0円から10a当たり8,000円に変更されたものです。新規掘り起こしと再設定の分につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、変更分と併せて御審議の程よろしくお願ひいたします。

議長：ただいま農林課より農用地利用集積計画（案）についての説明がございました。これについて

どなたか質疑等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませんか。(ありません、の声あり)ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。農用地利用集積計画(案)について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして利用権設定の推進について泉さんお願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起しをお願いしているところではありますが、満期到来者分については、該当する委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談等ありましたら御協力の程よろしくお願いいたします。なお、設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたしますので御連絡の程お願いいたします。今回の書類の締め切りを4月19日金曜日としております。農林課又は各振興局まで御提出をお願いいたします。

議 長：今回の締め切りは4月19日となっておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして農用地利用配分計画(案)についてお願いいたします。

農 林 課：農林課水田畜産係の首藤です。よろしくお願いいたします。それではお配りをしております資料、農用地利用配分計画(案)に沿って説明させていただきます。1枚目の裏面が集計表となっております。ご覧ください。今月の案件は、平成31年6月1日開始分です。契約期間5年の畑、3筆、面積が2,261㎡、契約期間7年の田、7筆、面積が4,540㎡、契約期間10年の田、10筆、面積11,870㎡、畑、1筆、1,166㎡、以上合計21筆、面積が19,837㎡となっております。詳細につきましては2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載した農用地貸付調書を添付しておりますので御確認ください。簡単ですが以上で説明を終わりますので御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林課より農用地利用配分計画(案)について説明がございました。配分計画(案)についてどなたか質疑等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので、取りまとめたいと思います。農用地利用配分計画(案)について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。それでは、全ての議案が終わりましたので副会長にマイクを渡します。

17番委員：これもちまして平成31年第4回佐伯市農業委員会総会を終了いたします。

(16時22分閉会)